

美浜3号機・高浜1～4号機 感知器BF設工認審査スケジュール

項目	説明の観点	対象プラント	2022年																備考					
			～8月	9月			10月					11月					12月							
				1～4週	5週/1週	2週	3週	4週	5週	6週/1週	2週	3週	4週	5週 / 1週	2週	3週	4週	5週						
			申請 審査会合 4/28(申請概要) 7/5 初回ヒアリング 6/7 #2ヒアリング 9/16			#3ヒアリング 9/27		#4ヒアリング 10/7		#5ヒアリング 10/20		#6ヒアリング 10/28		#7ヒアリング 11/9		#8ヒアリング ▽		#9ヒアリング ▽ (予備)		#10ヒアリング ▽ (予備)		認可希望		
							M3,T12,T34		T34	M3	M3,T34	T12	M3,T12,T34	M3,T12,T34				M3,T12,T34		M3,T12,T34				
全体説明	1	審査スケジュールの説明	共通					●							○	○								
	2	審査会合資料の説明	共通												○	○								
設工認申請時期及び申請方法の整理	3	再稼働工認と本設工認の関係整理	T12																					
	4	第3バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法	共通												○	○								
基本設計方針の確認	(a)火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ																							
	感知器等の設計	5	感知器等の選定、選択、組合せ	共通		●																		
	(b)火災感知器の設置方法																							
	感知器等の設計	6	消防法施行規則通りに設置可能なエリア(火災区域及び火災区画一覽)	共通			●																	
				T34																				
		7	設計基準を適用するエリアの設計(設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしていたエリアの設計含む)	T34		●																		
				M3																				
				T12																				
				T34																				
		8	消防法施行規則の適用対象ではないエリア(屋外、屋内に準ずる場所)	T34																				
				M3																				
	T12																							
	T34																							
	(c)火災感知設備の設計上の考慮																							
	火災受信機盤の設計	9	設備構成(非常用電源の容量含む)	T34																				
M3																								
T12																								
10		中央制御室、緊急時対策所等での監視範囲	T34																					
			M3																					
			T12																					
本文、添付資料、添付図面	11	再稼働工認と本設工認の関係整理	T12																					
			T34																					
	12	火災区域及び火災区画の設定変更(上屋に係る設定変更)	M3																					
			M3																					
			M3																					
13	(上室その他に係る設定変更)	T34																						
		M3																						
		M3																						
14	健全性に関する説明書	M3																						
		M3																						
		M3																						
15	火災防護に関する説明書	共通																						
		M3																						
		T12																						
16	耐震性に関する説明書	M3																						
		T12																						
		T34																						
補足説明資料	感知器等の設計	17	設置許可添付書類八の適正化	共通																				
		18	火災の感知以外の設計への影響	共通																				

美浜3号機、高浜1～4号機 感知器BF設工認審査における説明の観点整理表

○: 本日の説明対象  
 □: 初回説明済み(以降はコメント管理表により管理)

凡例 ○: 説明事項あり  
 -: 説明事項なし

項目	説明の観点	O34	T34	M3	T12	説明方法	備考	
設工認申請時期及び申請方法の整理	1 再稼働工認と本設工認の関係整理	・プラント再稼働後に個別申請を実施	- ・O34と同様、プラント再稼働後に個別申請を実施しているため、説明事項なし。		○ ・O34と異なり、プラント再稼働前の個別申請のため、再稼働工認との関係整理について説明する。	T12について説明する。		
	2 第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法	・第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法を説明する。	○ ・第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法を説明する。			各プラントについてまとめて説明する。		
感知器等の設計	3 感知器等の選定、組合せ、選択	・設計フローに基づき選定、組合せ、選択を実施 (O34補足説明資料3-1)	○ ・設計フローを一部変更(排気ダクトへの感知器設置可否)するため、変更内容を説明する。 ・選択する感知器等の差異について説明する。(光ファイバー熱検出装置を選択しない等)			各プラントの設計をまとめて説明する。	審査会合での説明事項	
	4 設計基準を適用するエリアの感知器設計	・別紙にて整理	○ ・別紙にて説明事項を整理	○ 同左	○ 同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。	審査会合での説明事項	
	5 消火設備用感知器の流用	・消火設備用感知器の流用なし (O34補足説明資料4-1)	- ・消火設備用感知器は流用しないため、説明事項なし。	○ ・消火設備用感知器を流用することから、安全施設への該当有無、条文整理及び申請資料への反映について説明する。	- ・消火設備用感知器は流用しないため、説明事項なし。		M3について説明する。	
	6 設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしていたエリアの設計	・燃料取替用水ピット及び復水ピットは許可添八で感知器等を設置しない設計としており、設工認でも火災防護上問題がないことを改めて確認 (O34補足説明資料3-10)	○ ・O34と異なり、当該設備はピットではなくタンクであり、許可添八に当該エリアの感知器設計を記載していないため、「設計基準を適用するエリアの感知器設計」の中で説明する。	○ 同左	○ 同左		個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。	審査会合での説明事項
	7 使用済樹脂貯蔵タンク室は許可添八で感知器等を設置しない設計としておらず、排気ダクトに感知器を設置 (O34補足説明資料3-6,3-11)	・使用済樹脂貯蔵タンク室は許可添八で感知器等を設置しない設計としておらず、排気ダクトに感知器を設置 (O34補足説明資料3-6,3-11)	○ ・O34と異なり、当該エリアは許可添八で感知器等を設置しない設計としており、「設計基準を適用するエリアの感知器設計」の中で説明する。	○ 同左	○ 同左		個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。	審査会合での説明事項
	8 設置許可添付書類八の適正化	・感知器BF設工認の設計方針に基づき、別途、許可添八を適正化 (O34補足説明資料5-6)	○ ・許可添八の適正化について、O34と同様に実施することを説明する。				各プラントの設計をまとめて説明する。	
火災受信機盤の設計	9 火災受信機盤の設備構成(非常用電源の容量含む)	・中央制御室に火災受信機盤×2、総合操作盤×1、屋外SA用受信機盤×1を設置 (O34補足説明資料4-1)	○ ・O34と異なり、A中央(T12)とB中央(T34)の取り合いがあるため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	○ ・O34と異なり、消火設備用感知器を流用(M3)しているため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	○ ・O34と異なり、A中央(T12)とB中央(T34)の取り合いがあるため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。		
	10 中央制御室、緊急時対策所等における監視範囲	・中央制御室においては全ての感知器等を監視、緊急時対策所等においては当該場所での事故対応に必要な箇所の感知器等を監視できるよう設計 (O34補足説明資料5-7)	○ ・火災受信機盤の構成が異なることから説明する。	○ 同左	○ 同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。		
火災区域及び火災区画の設定	11 上屋に係る設定変更	・上屋を火災区域から除外するよう設定を変更 (O34補足説明資料2-1)	○ ・上屋に係る設定変更内容を説明する。	○ 同左	- ・上屋に係る火災区画の設定変更なし	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。		
	12 上室その他に係る設定変更	なし	- ・上室その他に係る火災区画の設定変更なし	○ ・上室その他に係る火災区画の設定変更について説明する。	- ・上室その他に係る火災区画の設定変更なし	M3について説明する。		
耐震評価	13 既認可からの追加又は変更	・追加変更あり(申請書添付資料3、O34補足説明資料5-5)	○ ・既認可からの追加変更内容について説明する。	○ 同左	○ 同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。		
火災発生防止・火災の消火・火災の影響軽減の設計	14 火災の感知以外の設計に対する影響	・火災感知器増設に伴い火災の感知以外の設計に対する影響はない(申請書本文及び添付、O34補足説明資料3-11)	○ ・O34と同様、火災感知器増設に伴い火災の感知以外の設計に対する影響がないことを説明する。			各プラントの設計をまとめて説明する。		

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異

青字は前回からの変更箇所

：本日の説明対象  
：初回説明済み(以降はコメント管理表により管理)

凡例  
○：O34と設計に差異あり  
—：O34と設計に差異なし(設計に差異はないが細部が異なる場合は記載)

O34の設計		T34		M3		T12		備考	
感知器設置エリア		設計方針							
高天井エリア	1 原子炉格納容器内オペレーティングフロア	・煙:発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所(最も高い場所)に設置(設計基準②) ・熱:発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎:火災防護審査基準に基づき設置	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア ・煙感知器の設置高さの違い(設計の考え方はO34と同じ) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア ・煙感知器の設置高さの違い(設計の考え方はO34と同じ) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア ・煙感知器の設置高さの違い(設計の考え方はO34と同じ) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア ・煙感知器の設置高さの違い(設計の考え方はO34と同じ) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア ・煙感知器の設置高さの違い(設計の考え方はO34と同じ) ・感知器等の設置場所はプラント固有		
	2 新燃料貯蔵庫エリア	・煙:発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所(天井面)に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用(設計基準②) ・熱:発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎:障害物の上面を網羅的に監視できるよう設置(設計基準②)	・新燃料貯蔵庫エリア ・アニュラス ・燃料取替用水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・新燃料貯蔵庫エリア ・アニュラス ・一次系チェイス(配管シャフト含む) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・新燃料貯蔵庫エリア ・アニュラス ・一次系チェイスはプラント固有のエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・新燃料貯蔵庫エリア ・ケーブルチェイス室 ・アニュラス ・感知器等の設置場所はプラント固有	・ケーブルチェイス室、アニュラスはプラント固有のエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
放射線量が高い場所を含むエリア	3 原子炉格納容器ループ室加圧器室(上部)	・煙:天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用(設計基準②) ・熱:天井面又はグレーチング面に防爆型を設置(設計基準②)	・原子炉格納容器ループ室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器ループ室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器ループ室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器ループ室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・原子炉格納容器ループ室 ・感知器等の設置場所はプラント固有		
	4 炉内計装用シンプル配管室	・煙:エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用(設計基準②) ・熱:エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の熱感知器を兼用(設計基準②)	・インコアモニタチェイス室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・インコアモニタチェイス室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・インコアモニタチェイス室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・インコアモニタチェイス室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・インコアモニタチェイス室 ・感知器等の設置場所はプラント固有		
	5 化学体積制御設備脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア	・煙:エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置(設計基準①) ・熱:エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置(設計基準①)	・各フィルタ室 ・各脱塩塔室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・各フィルタ室 ・各脱塩塔室(高線量) ・廃液ホールドアップタンク室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・各フィルタ室 ・各脱塩塔室(高線量) ・感知器等の設置場所はプラント固有	・各脱塩塔室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・各脱塩塔室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	・火災発生場所を特定し、火災をもれなく確実に感知できるよう、感知器等を設置できる排気ダクトがないため、隣接エリア(上室)に設置する感知器等を兼用(設計基準②)	審査会合での説明事項
	5 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア	・煙:エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置(設計基準①) ・熱:エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置(設計基準①)	—	—	—	—	—	—	
	5 使用済樹脂貯蔵タンク室	・使用済樹脂貯蔵タンクエリア ・使用済樹脂貯蔵タンクエリア ・廃樹脂貯蔵タンクエリア(1・2・3・4号機共用) ・廃樹脂供給タンクエリア(1・2・3・4号機共用) (T12で説明)	—	設置許可添付書類八に記載があり、感知器等を設置しない設計	・廃樹脂貯蔵タンクエリア ・廃樹脂貯蔵タンクエリア ・廃樹脂供給タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	—	・濃縮廃液タンク室 ・感知器等の設置場所はプラント固有	—	審査会合での説明事項
水蒸気が多量に滞留するエリア	6 シャワー室	・煙:同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置(設計基準②) ・熱:火災防護審査基準に基づき防水型を設置	・シャワー室エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・シャワー室エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・シャワー室エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・シャワー室エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・シャワー室エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
屋外エリア	7 空冷式非常用発電装置エリア	—	・空冷式非常用発電装置エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・空冷式非常用発電装置エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・空冷式非常用発電装置エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・空冷式非常用発電装置エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・空冷式非常用発電装置エリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
	8 海水ポンプエリア	・熱:発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎:発火源となり得る設備に対して防水型を設置	・海水ポンプエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水ポンプエリア ・屋外タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水ポンプエリア ・屋外タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水ポンプエリア ・屋外タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水ポンプエリア ・屋外タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
屋内に準ずるエリア	9 海水管トンネルエリア	・煙:火災防護審査基準に準じて設置 ・熱:火災防護審査基準に準じて設置	・海水管トンネルエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水管トンネルエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水管トンネルエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水管トンネルエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・海水管トンネルエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
	10 燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア	・煙:油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 ・熱:油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置	・燃料油貯蔵タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料油貯蔵タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料油貯蔵タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料油貯蔵タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料油貯蔵タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		
設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしたエリア	11 燃料取替用水ピットエリア 復水ピットエリア	・感知器等を設置しない設計	・燃料取替用水タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・屋外タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料取替用水タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・屋外タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有	・燃料取替用水タンクエリア ・復水タンクエリア ・感知器等の設置場所はプラント固有		

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異 (O34-T34)

- 凡例)  
 O : O34と設計に差異あり  
 - : O34と設計に差異なし (設計に差異はないが細部が異なる場合は記載※)  
 ※ : 細部が異なる場合の相違点を赤字で記載

- ：本日の説明対象  
 ：初回説明済み (以降はコメント管理表により管理)

感知器設置エリア		O34の設計		設計方針		T34		備考
高天井エリア	1 原子炉格納容器内オペレーティングフロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>			
	2 新燃料貯蔵庫エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4)</li> <li>アニコラス (補足説明資料3-12-4)</li> <li>燃料取替用水タンクエリア (補足説明資料3-12-8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>		
放射線量が高い場所を含むエリア	3 原子炉格納容器ループ室 加圧器室 (上部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器ループ室 (補足説明資料3-5-23,24)</li> <li>加圧器室 (補足説明資料3-5-27~30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>			
	4 炉内計装用シンブル配管室	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インコアモニタチェイス室 (補足説明資料3-5-33)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>		
水蒸気が多量に滞留するエリア	5 化学体精製設備脱塩塔/ループ室のうち脱塩塔設置エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア内とはほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> <li>熱：エリア内とはほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各フイルタ室 (各脱塩塔室 (補足説明資料3-5-41,46,51)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>		審査会合での説明事項	
	6 シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア内とはほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> <li>熱：エリア内とはほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済樹脂貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-10-1,2)</li> <li>廃樹脂貯蔵タンクエリア (1・2・3・4号機共用)</li> <li>廃樹脂供給タンクエリア (1・2・3・4号機共用) (T12で説明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>		審査会合での説明事項
屋外エリア	7 空冷式非常用発電装置エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シャワー室エリア (補足説明資料3-9-1,2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>			
	8 海水ポンプエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4)</li> <li>復水タンクエリア (補足説明資料3-14) (今回提出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>		
屋内に連するエリア	9 海水管トネルエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水管トネルエリア (補足説明資料3-13-2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>			
	10 燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>		
設置許可添付書類Aで感知器等を設置しないとしたエリア	11 燃料取替用水ピットエリア 復水ピットエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知器等を設置しない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンクエリア (補足説明資料3-12-8)</li> <li>復水タンクエリア (補足説明資料3-14) (今回提出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料取替用水タンクエリア】(高天井エリア)</li> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【燃料取替用水タンクエリア】(高天井エリア)</li> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>			

注) コント名称、機器名称、建屋構造、設備形状、空調設備の給排気口位置、感知器等の設置場所の相違はプラント固有のものとして本表には記載しない。

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異 (O34-M3)

：本日の説明対象  
 ：初回説明済み (以降はコメント管理表により管理)

凡例  
 ○：O34と設計に差異あり  
 ー：O34と設計に差異なし (設計に差異はないが細部が異なる場合は記載※)  
 ※：細部が異なる場合の相違点を赤字で記載

感知器設置エリア		O34の設計		M3		備考	
		設計方針					
高天井エリア	1 原子炉格納容器内オペレーティングフロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：火災防護審査基準に基づき設置</li> </ul>		
	2 新燃料貯蔵庫エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：降着物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4)</li> <li>アニコラス (補足説明資料3-12-4,5)</li> <li>一次系エアリス (配管シヤフト含む) (補足説明資料3-12-9,10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：降着物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：降着物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置</li> <li>炎：降着物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)</li> </ul>	
放射線量が高い場所を含むエリア	3 原子炉格納容器ループ室加圧器室 (上部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器ループ室加圧器室 (補足説明資料3-5-24,25)</li> <li>加圧器室 (補足説明資料3-5-28,29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)</li> </ul>		
	4 炉内計装用シンブル配管室	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インコアモニタチ入室 (補足説明資料3-5-34)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> <li>熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)</li> </ul>	
水蒸気が多量に滞留するエリア	5 化学体積制御設備脱塩塔/ループ室のうち脱塩塔設置エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各フリルタ室 (補足説明資料3-5-46,49)</li> <li>各脱塩塔室 (高線量) (補足説明資料3-5-41,43)</li> <li>廃液ホールドアップタンク室 (補足説明資料3-5-52)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>
	6 シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> <li>熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃樹脂タンクエリア (補足説明資料3-10-2,3)</li> <li>廃樹脂貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-10-2,3)</li> <li>廃樹脂供給タンクエリア (補足説明資料3-10-2,4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> <li>熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②)</li> </ul>
屋外エリア	7 空冷式非常用発電装置エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置エリア (補足説明資料3-7-4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②)</li> <li>熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置</li> </ul>	
	8 海水ポンプエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4)</li> <li>屋外タンクエリア (補足説明資料3-14) (今回提出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>
屋内に準ずるエリア	9 海水管トネルエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水管トネルエリア (補足説明資料3-13-3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：火災防護審査基準に準じて設置</li> <li>熱：火災防護審査基準に準じて設置</li> </ul>	
	10 燃料油貯蔵タンクエリア重油タンクエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> <li>熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置</li> </ul>
設置許可添付書類上で感知器等を設置しないとしたエリア	11 燃料取替用水ヒットエリア復水ヒットエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知器等を設置しない設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外タンクエリア (補足説明資料3-14) (今回提出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> <li>炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置</li> </ul>

注) コント名称、機器名称、建屋構造、設備形状、空調設備の給排気口位置、感知器等の設置場所の相違はフロント固有のものとして本表には記載しない。

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異 (O34-T12)

：本日の説明対象  
 ：初回説明済み (以降はコメント管理表により管理)

凡例)  
 O : O34と設計に差異あり  
 ー : O34と設計に差異はない(設計に差異はないが細部が異なる場合は記載\*)  
 ※ : 細部が異なる場合の相違点を赤字で記載

感知器設置エリア		O34の設計		設計方針		T12		備考
1	原子炉格納容器内オペレーティングフロア	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：火災防護審査基準に基づき設置	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24)	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：火災防護審査基準に基づき設置	・原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24)	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：火災防護審査基準に基づき設置	・資料5(配置図) P26~28	
2	新燃料貯蔵庫エリア	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：降雪物の上面を網羅的に監視できるような設置 (設計基準②) (相違点) ケープルチェイス室、アニュラスはプラント固有のエリア ○高天井エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし ○炎感知器は火災防護審査基準に基づき設置	・新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4) アニュラス (補足説明資料3-12-4,5) ケープルチェイス室 (補足説明資料3-12-10,11)	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：降雪物の上面を網羅的に監視できるような設置 (設計基準②) (相違点) ケープルチェイス室、アニュラスはプラント固有のエリア ○高天井エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし ○炎感知器は火災防護審査基準に基づき設置	・新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4) アニュラス (補足説明資料3-12-4,5) ケープルチェイス室 (補足説明資料3-12-10,11)	・煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 ・炎：降雪物の上面を網羅的に監視できるような設置 (設計基準②) (相違点) ケープルチェイス室、アニュラスはプラント固有のエリア ○高天井エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし ○炎感知器は火災防護審査基準に基づき設置	資料5(配置図) P16 ・アニュラス 資料5(配置図) P22~28,50,51 ・ケープルチェイス室 資料5(配置図) P10~12	
3	原子炉格納容器ループ室加圧器室(上部)	・煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)	・原子炉格納容器ループ室 (補足説明資料3-11-20) ・加圧器室 (補足説明資料3-11-20)	・煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)	・原子炉格納容器ループ室 (補足説明資料3-11-20) ・加圧器室 (補足説明資料3-11-20)	・煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)	・原子炉格納容器ループ室 資料5(配置図) P22~24 ・加圧器室 資料5(配置図) P24~27	
4	炉内計装用シンブル配管室	・煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)	・インコアモニタチェイス室 (補足説明資料3-11-29)	・煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)	・インコアモニタチェイス室 (補足説明資料3-11-29)	・煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) ・熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)	・資料5(配置図) P20	
5	放射線量が 高い場所を 含むエリア	化学体構制御設備脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ヒット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア	・各脱塩塔室 (補足説明資料3-11-37~40)	・煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) ・熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②) (相違点) ○煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) ○上室における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○通路等における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○現地実証試験結果 (補足説明資料)	・各脱塩塔室 (補足説明資料3-11-37~40)	・煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) ・熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②) (相違点) ○煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) ○上室における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○通路等における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○現地実証試験結果 (補足説明資料)	・資料5(配置図) P14 審査会での説明事項	
6	水蒸気が多量に滞留するエリア	・煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) ・熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)	・濃縮廃液タンク室 (補足説明資料3-11-41,42)	・煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) ・熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)	・濃縮廃液タンク室 (補足説明資料3-11-41,42)	・煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) ・熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①)	・資料5(配置図) P58	
7	空冷式非常用発電装置エリア	・煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) ・熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置	・シャワー室 (補足説明資料3-9-2,3)	・煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) ・熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置	・シャワー室 (補足説明資料3-9-2,3)	・煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) ・熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置	・資料5(配置図) P5,65	
8	屋外エリア	・煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置	・海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4) ・タンクエリア (補足説明資料3-14-4) ・復水タンクエリア (補足説明資料3-14-5)	・煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置	・海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4) ・タンクエリア (補足説明資料3-14-4) ・復水タンクエリア (補足説明資料3-14-5)	・煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置	・海水ポンプエリア 資料5(配置図) P54 ・タンクエリア 資料5(配置図) P12~16 ・復水タンクエリア 資料5(配置図) P74	
9	屋内に準ずるエリア	・煙：火災防護審査基準に準じて設置 ・熱：火災防護審査基準に準じて設置	・海水管トンネルエリア (補足説明資料3-13-1,4~7) ・燃料配管トンネルエリア (補足説明資料3-13-8,10)	・煙：火災防護審査基準に準じて設置 ・熱：火災防護審査基準に準じて設置 海水管トンネル形状、感知器等の種別はプラント固有 燃料配管トンネルエリアはプラント固有のエリア	・海水管トンネルエリア (補足説明資料3-13-1,4~7) ・燃料配管トンネルエリア (補足説明資料3-13-8,10)	・煙：火災防護審査基準に準じて設置 ・熱：火災防護審査基準に準じて設置 海水管トンネル形状、感知器等の種別はプラント固有 燃料配管トンネルエリアはプラント固有のエリア	・海水管トンネルエリア (立坑部除く) 資料5(配置図) P54,55,57 ・燃料配管トンネルエリア 資料5(配置図) P71	
10	燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア	・煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 ・熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置	・燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1)	・煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 ・熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置	・燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1)	・煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 ・熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置	・資料5(配置図) P57	
11	設置許可添付書類八で感知器等を設置しないエリア	・感知器等を設置しない設計	・タンクエリア (補足説明資料3-14-4) ・復水タンクエリア (補足説明資料3-14-5)	・煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ヒットではなくタンクであり、設置許可添付書類八に記載はなく、火災を有効に感知できるような感知器等を設置 (No.8と重複)	・タンクエリア (補足説明資料3-14-4) ・復水タンクエリア (補足説明資料3-14-5)	・煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ・炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 ヒットではなくタンクであり、設置許可添付書類八に記載はなく、火災を有効に感知できるような感知器等を設置 (No.8と重複)	・タンクエリア 資料5(配置図) P12~16 ・復水タンクエリア 資料5(配置図) P74	

(注) ユニット名称、機器名称、建屋構造、設備形状、空調設備の給排気口位置、感知器等の設置場所の相違はプラント固有のものとして本表には記載しない。